

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構における
男女間の賃金の差異の公表について

令和 8 年 1 月

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 20 条の 1 に基づき、本機構における令和 6 年度の男女の賃金の額の差異を以下のとおり公表します。

- ・対象期間：令和 6 年度事業年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する 女性の賃金の割合)
正規雇用労働者	72.3%
非正規雇用労働者	78.6%
全労働者	63.1%

- ・対象期間：令和 5 年度事業年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する 女性の賃金の割合)
正規雇用労働者	71.2%
非正規雇用労働者	77.3%
全労働者	60.2%

- ※ 賃金には基本給のほか諸手当等（通勤手当は除く）を含む
- ※ 正規雇用労働者：雇用期間に定めのない職員
- ※ 非正規雇用労働者：雇用期間に定めのある職員